(質問) 地震災害時の交通の規制はどうなりますか。

(回答)

地震災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、道路の状況に応じて交通規 制が行われます。主な内容は次の通りです。

- ・一般車両の県内被災地域での走行及びこの地域への流入は原則として禁止さ れます。
- ・避難路及び緊急輸送路についても、優先的にその機能を確保するため原則とし て一般車両の通行は禁止されます。
- ・被災地域及びその周辺の防災上重要な道路についても、必要な交通規制が実施 されます。
- ・高速自動車道についても、県内全てのインターチェンジからの一般車両の流入 は禁止されます。

被災後の避難はできるだけ車両を使わないで、災害情報、交通情報を確認した でその情報や周辺の状況に応じて行動して下さい。

また、車両は、避難する人の通行や災害応急対策の実施や、緊急輸送などの妨げ とならないような場所に駐車して下さい。

(問い合わせ先)

連 絡

先 山梨県土木部道路維持課

担

雷

当 道路施設維持担当

話

055-223-1963

F Α X 055-223-1699

E - mail

douroiji@pref.yamanashi.jp

山梨県警察本部交通部交通規制課

規制企画係

055-235-2121 内線 711-645